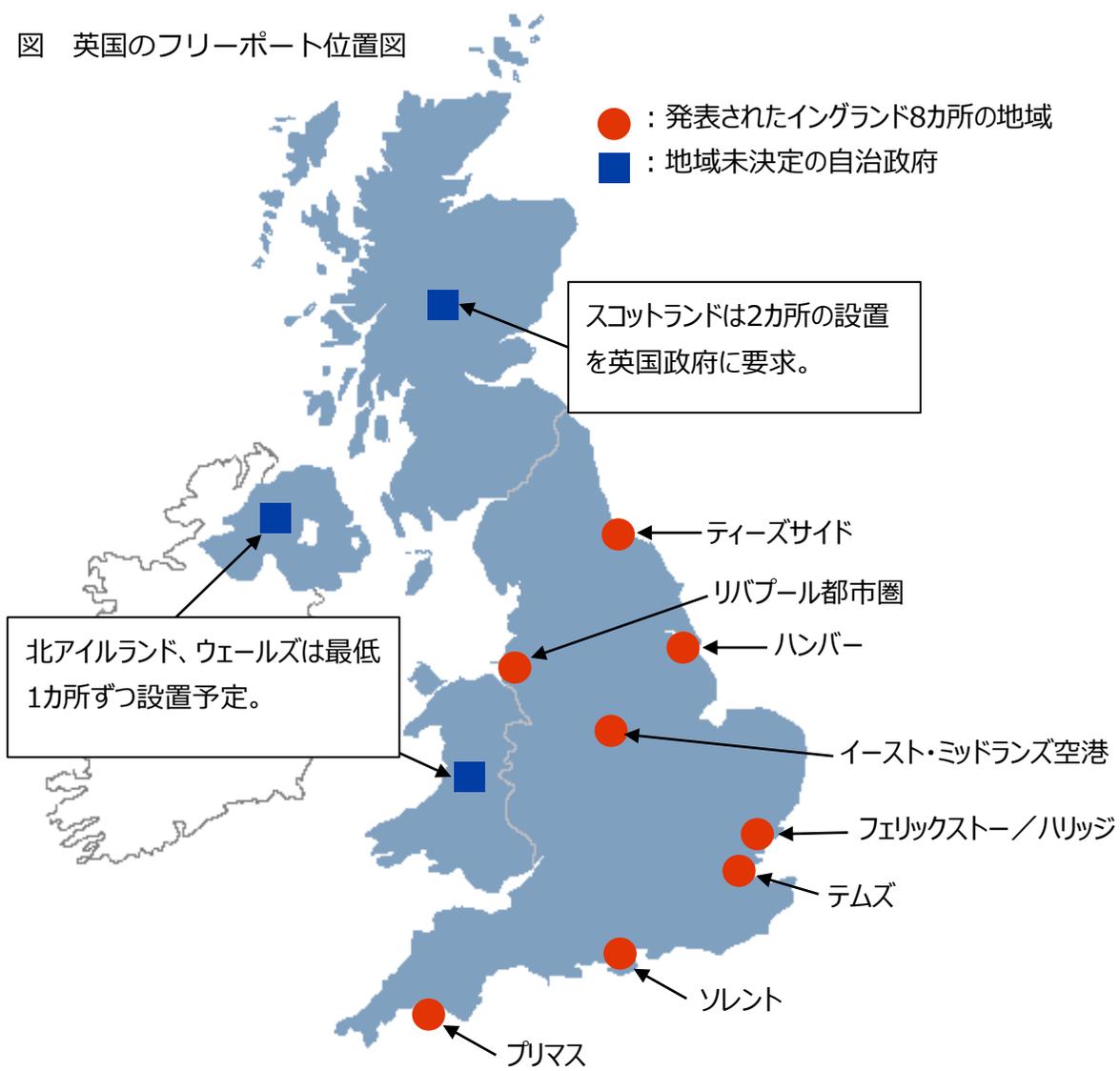


図 英国のフリーポート位置図



(出所) 英国政府資料を基にジェトロ作成

表 フリーポート内の税制優遇区域（タックス・サイト）におけるインセンティブ

**構造物・建物の建設・改修費用の控除**

- ・非住宅用構造物・建物の建設・改修について、投資額の10%を10年間、課税所得から控除（現在全国で一般的な制度下では、投資額の3%を33年4カ月の間控除）。
- ・2026年9月30日以前に使用開始した物件が対象。

**プラント・機械の取得費用の控除**

- ・プラント・機械の取得価格全額を、取得した年の課税所得から控除。
- ・2026年9月30日まで適用。

**印紙税の免除**

- ・イングランドのフリーポート内タックス・サイトで、商業目的で購入・使用する土地または建物の購入に対する印紙税を免除。
- ・2026年9月30日まで適用。

**ビジネスレートの免除**

- ・イングランドのフリーポート内タックス・サイトで、新規進出企業と、物件を拡張する既存企業のビジネスレート（事業税）を免除。
- ・2026年9月30日までの進出・拡張が対象。免除開始時点から5年間適用。

**国民保険の雇用者負担分の免除**

- ・2022年4月から従業員国民保険料の雇用者負担分を免除。
  - ・少なくとも2026年4月まで適用し、見直しを条件として2031年4月まで5年間延長する予定。
- ※ 議会の手続きと承認が必要。

（注） イングランドと明示していないものは、グレートブリテン島のフリーポートが対象。北アイルランドのフリーポートで適用するインセンティブは、後日提出する別法案で規定する予定。

（出所） 英国政府資料を基にジェトロ作成